

聖籠町告示第81号

聖籠町日常生活用具給付等事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年8月24日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町日常生活用具給付等事業実施要綱の一部を改正する告示

聖籠町日常生活用具給付等事業実施要綱（平成19年聖籠町告示第4号）の一部を次のように改正する。

「

別表中	笛式	5,000	喉頭摘出者
	電動式	70,100	

を

」

「

笛式	5,000	喉頭摘出者（埋込型人工 工鼻は常時埋込型の人工 喉頭を使用している者に 限る。）
電動式	70,100	
埋込型人工口鼻（月）	23,100	

に改める。

」

附 則

この告示は、告示の日から施行する。